

令和7年度 京都市立嵯峨小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1)目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本校では、「国の基本方針」の策定において、「いじめ」の定義を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点も重要である。このため、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されないこと」の理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。そのためにも地域、家庭と一体となって取組を推進していくなければならない。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2)基本理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、子どもの育成に携わる全ての者が、次に掲げる3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、昨今の子どもは、他者間の人間関係構築について苦慮している状況が多く見られる。幼児期の教育においても、幼児が他者との関わりを通して、自分の気持ちを調整し折り合いをつけながら、相手を尊重する気持ちや思いやりをもって行動できるよう、発達段階に応じた取組を促すことが必要である。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他者を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ② いじめの問題の解決にあたっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみを捉えるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を迅速且つ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会(Sプロジェクト)

(1)構成

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 人権教育主任 総合
育成支援教育主任 学年主任 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

(2)役割・取組内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の年間計画の検討
- ・児童や保護者、地域への意識啓発
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・いじめやいじめと疑われる事案の情報収集
- ・いじめ発見時の対応やいじめに関わる情報に対する支援や指導
- ・保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(3)開催時期

- ・毎月、職員会議実施の次週の火曜日に開催
- ・緊急事案の場合は、緊急に対応する。

(4)児童・保護者への周知方法と時期

- ・5月の憲法月間に合わせて、朝会にて「いじめ対策委員会」の構成員を紹介する。
- ・学校だよりにて、児童・保護者に周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1)学校におけるいじめの未然防止のための取組

① 学習環境の整備

- ・ユニバーサルデザイン化に伴う全教室の設えの統一
- ・身に付けたい「3つの『あ』」のあとかたづけの徹底
- ・はき物を揃えることの意識づけ(靴箱の自分の靴、トイレのスリッパ等)
- ・全教職員による掃除時間の指導の徹底
- ・校内環境整備と美化の徹底

② 授業改善(「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業」づくり)

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫
- ・専科制やTT授業の積極的な導入
- ・全ての児童が習得すべき基礎学力の定着
- ・一人一人が問い合わせをもち、主体的・対話的に学ぶ授業づくり

③ 道徳教育の充実、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むための教育活動全般を通じた道徳教育の充実
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の学習や講演の実施
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施

④ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

(児童会活動や、児童が主体的に行う活動や体験活動 等)

- ・京都嵯峨学園として取組む授業や体験等を通じた小中連携の推進
- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事などを通じての人間関係づくり
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進
- ・児童が進める「あいさつ運動」等の児童会活動の発展
- ・他学年との交流を深めるフレンドリー活動(たてわり活動)
- ・地域教材学習を通しての郷土を愛する心の育成

⑤ 児童同士の絆づくり(学級活動、縦割り活動、部活動 等)

- ・人権について考える「なかま全力以」との実施
- ・異学年集団の交流等を進める中での、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施
- ・いじめ防止に向けた標語の作成と掲示
- ・「なかま全力以」と期間中、道徳の時間・学級活動などの人権教育に関する内容での1単位時間の学習
- ・廊下設置の人権掲示板を使って、月毎の人権学習テーマの掲示
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信

⑥ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- ・情報モラル教室等の様子をホームページにて発信
- ・校長によるPTAや地域への「学校いじめの防止等基本方針」の広報と啓発活動の推進
- ・「学校のきまり」の中に「京都嵯峨学園共通の約束」を3小学校(小小連携)で明記

(2)いじめの早期発見・積極的認知のための措置

① 日常の児童に関する情報共有

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築
- ・「いじめ」を許さないという毅然とした態度の教職員の育成を図ると共に、職員朝会や職員会議後の質の高い児童交流の実施

② 児童に対する定期的な調査

(いじめに対するアンケート、クラスマネジメントシート、教育相談 等)

- ・年2回の学校評価アンケート、年2回のいじめに対するアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・年2回のクラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し
- ・アンケートに基づく全児童対象の相談活動の実施
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談の充実

③ 上記調査等の結果と検証及び組織的な対処

- ・担任による気になるアンケートの内容について聞き取りの実施
- ・学年や管理職による複数のアンケート結果を確認することでの検証及び組織的な対処の確立
- ・個人懇談や適時の家庭訪問の実施等による相談機会の確保
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による調査結果の情報共有と組織的な動きの構築

(3)いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的(担任任せにしない)な対応
- ・重大事態の防止・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への責任ある指導
- ・保護者との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

«いじめ事案に対する組織的な対応の流れ»

前 提 と な る 基 本 事 項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任(担当者)といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未 然 防 止 の 取 組

- | | |
|---------------|----------------|
| ・学習環境の整備 | ・授業改善 |
| ・道徳教育・人権教育の充実 | ・児童生徒が主体的に行う活動 |
| ・児童生徒同士の絆づくり | ・体験活動の充実 |

予 防

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

心の通った
指導

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること(救済)
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(回復)
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

③ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」の内容を他学年の児童へ周知
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修の開催、いじめとの関わりや対応策についての理解
- ・情報モラルの学級活動の強化
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発

④「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・指導後の様子やかかわりなど、継続した聞き取り
- ・いじめ問題にかかる定例会の実施
- ・複数の教員で子どもを見守る指導体制の構築(交換授業・合同授業などの実施)
- ・適切な引継ぎと情報の共有
- ・指導後の加害児童への見守りと場合に応じた指導

(4)教職員の資質向上の取組

① 内容(いじめ事案対処に関する校内研修 等)

- ・いじめ事案が発覚した時の「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・事案に応じたSプロの体制の見直し
- ・教職員のいじめに対する人権感覚を高める取組の推進
- ・登校時や休み時間などの校内巡視による見守り活動の実施
- ・職員朝会での事案の内容把握と対処についての確認
- ・児童の実態に即した生徒指導研修の実施
- ・パトナや総合教育センターで実施される研修への積極的な参加
- ・週1回の学年会での児童の実態把握と交流

② 実施時期(年間を通じて複数回)

- ・年間3回の生徒指導全体会
- ・月1回の児童理解の交流会

4 保護者・地域への情報発信、啓発、協働の取組

- ・参観懇談会での保護者への啓発
- ・学校だよりやホームページを通しての保護者や地域への広報と啓発
- ・学校運営協議会でのいじめ問題について協議する機会の設定
- ・学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

- 以下の2点の状況が生まれた時、もしくは、学校がそれに準じると判断した時、重大事態に至ったと判断し、京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議を行う。
 - 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生したときの対応

学校が調査主体の場合

- 学校の下に重大事態の調査組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- 京都市教育委員会への調査結果の報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置
- 同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- 京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none">・職員会「学校いじめの防止等基本方針の共有」「重大事態及びその対処についての確認」「年間計画と役割の明確化」「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」「嵯峨小のきまり」の確認・共有・いじめ対策委員会①「校内体制や組織的対応の共有」「児童・保護者への広報について」	<ul style="list-style-type: none">【共通】・入学式・学級開き・なかまウイーク(あいさつの大切さ)		<ul style="list-style-type: none">・授業参観・学級懇談会

5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、見守りたい児童の確認」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、見守りたい児童の共有」 ・職員会 「児童理解の交流会」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・なかまワーカー(総合育成支援教育) ・「あいさつ運動」強化週間 ・1年生を迎える会 <p>【6年】修学旅行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等、見守りたい児童を学年で共有(2~6年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・「学校だより」で、「いじめ対策委員会」紹介 ・個人懇談週間 ・PTA総会で啓発
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ・職員会 「児童理解の交流会」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかまワーカー(メディアリテラシー) ・「なかまづくり」の教材に取り組む ・フレンドリー活動の顔合わせ <p>【5年】花背山の家宿泊学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け啓発パンフレット配布 ・学校運営協議会で説明
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかまワーカー(外国人教育) ・フレンドリー活動 ・夏季休業前の集会で「なかまづくり」の教材について再度話す <p>【6年】京キッズ会議への参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施①(4~6年)、学年集約と共有 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・前期学校評価実施
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「いじめ等、見守りたい児童の理解に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCAサイクル」 「児童理解の交流会」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権をテーマにした研修会(男女平等教育)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 ・職員会 「児童理解の交流会」 ・情報モラルの学習 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかまワーカー(ともに生きる) ・いじめの問題に関する人権啓発授業 ・フレンドリー活動 <p>【5年】情報モラル教室</p>		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」① 「児童理解の交流会」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・なかまワーカー(男女平等教育) ・フレンドリー活動 <p>【6年】嵯峨中パレードへの参加</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・前期学校評価結果公表 ・学校運営協議会で説明と評価

11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 ・職員会 「児童理解の交流会」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかまウィーク(友だちのよいところ) ・学習発表会 ・人権標語の作成 ・フレンドリー活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談週間 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しに向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「学校評価の実施に向けて」② ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル」 「児童理解の交流会」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかまウィーク(国際理解教育) ・人権標語の発表(児童集会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施②(4~6年)、学年集約と共有 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・後期学校評価実施 ・個人懇談会 ・地生連で広報
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月~12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの結果」 ・職員会 「児童理解の交流会」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかまウィーク(総合育成支援) ・「あいさつ運動」強化週間 ・フレンドリー活動 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 ・生徒指導校内研修会③(年間反省) 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 ・職員会 「児童理解の交流会」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図工展 ・なかまウィーク(健康教育) 		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観 ・学級懇談会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 「児童理解の交流会」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業証書授与式に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期学校評価結果公表 ・学校運営協議会で説明と評価

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。